

大規模地震警戒宣言・風水害などの 警報発令時の対策について

大規模地震警戒宣言発令時

児童在校中の場合

- 1 授業を打ち切り下校の準備をさせます。
(状況により、鞆等を持たせません)
- 2 地区の連絡網により、全家庭へ「**引き取り下校**。
保護者は**学校**に児童を迎えに来てください。」の連絡をします。
- 3 学校で、保護者が来るまで待機させます。
- 4 学級担任が迎えに来た保護者を確認し、児童を引き渡します。
児童は保護者と一緒に下校します。

登下校中の場合

- 1 地区の連絡網により、全家庭へ「**臨時休業**」の連絡をします。
- 2 学校にいる児童を集め、地区班に分けて下校させます。

在宅中の場合

- 1 学校は「**臨時休業**」になるので、各家庭で待機してください。

※ 保護者が迎えに来ることを原則としますが、迎えに来られない場合も考えられます。
あらかじめ代理人を決めておき、**児童にも分かる**ようにしておいてください。**家庭・学校連絡票にも分かる**ようにしておいてください。

暴風・大雪警報発令時

児童在校中の場合

授業を繰り上げて下校する場合があります。

- ・地区の連絡網により電話連絡をします。
- ・一斉下校にするか集団下校にするかはその日の状況により判断します。

< 一斉下校 >

- ・教職員・・・学区のポイントに立ち、下校指導をする。
- ・校外委員・・・教職員と協力してポイントを決めて立ち児童の下校を助けます。

(校外委員の連絡網で連絡します)。

< 集団下校 >

- ・児童は地区別の教室で人員確認後、地区担当教職員の引率で下校します。
- ・校外委員は、地区別の教室で教職員と協力し児童の下校を助けます。

※ 留守家庭の児童については、通常の下校予定時刻以外の時間に緊急集団下校をした場合は、どのようにするのか(どこに帰るのか)常にお子さんと話し合っておいてください。なお、学童保育の児童は、学童保育所が開いていない時間帯は学校に留め置きになります。

在宅中の場合

横浜市(神奈川県全域または神奈川県東部)に「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」が午前7時の段階で発令継続中の場合は、児童の安全確保のため、当日は、「臨時休業」となります。したがって、当日の給食は全市一斉に中止となります。なお、この場合は学校からの連絡はありません**。**

* 暴風または大雪を伴う警報の種類(臨時休業)

- 「暴風警報」「大雨暴風警報」「洪水暴風警報」「大雨洪水暴風警報」
- 「大雪警報」「暴風雪警報」

注意事項

- ①ご家庭におかれましては、テレビ・ラジオ・電話(177)により**情報を正確に把握**されるようにしてください。
- ②登校前に、「暴風警報」を伴わない「大雨警報」や「洪水警報」が発令された場合、学校や地域の状況に応じて適切な措置を講じます。(学校からの連絡電話によります。地区連絡網)
*学校からの連絡がない場合は、平常授業となります。その際、登校に当たっては安全にご配慮をお願いいたします。
- ③登校後、各種「警報」が発令された場合、授業を繰り上げて下校する場合があります。(地区の連絡網により電話連絡をします。)